



(保安計画)

**第十六条** 所長等は、保安上の事故又是非常災害の発生に備え、あらかじめ緊急連絡方法、避難計画その他所要の対策を講じ、隨時訓練を実施しなければならない。

(避難及び一時解放)

**第十七条** 所長等は、非常災害に際し、収容所等内において避難の手段がないと認めるときは、被

収容者を収容所等以外の適当な場所に護送しなければならない。

2 所長等は、前項の場合において、護送するいとまがないときは、被

収容者を一時解放すること

ができる。

3 所長等は、前項の規定により被収容者を一時解放するときは、被収容者に対し、出頭すべき日時及び場所を指定し、かつ、出頭を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(制止等の措置)

**第十七条の二** 入国警備官は、被収容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる。

(隔離)

**第十八条** 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をし、又はこれを企て、通謀し、あ

おり、そそのかし若しくは援助した場合は、期限を定め、その者を他の被収容者から隔離するこ

とができる。この場合において、所長等は、当該期限にかかるわらず、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

1 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為をすること。

2 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害すること。

3 自殺又は自損すること。

2 前項に規定する場合において、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入国警備官は、自

ら当該被収容者を他の被収容者から隔離することができます。

3 入国警備官は、前項の規定による隔離を行つたときは、速やかに所長等に報告しなければなら

ない。

(戒具の使用)

**第十九条** 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をするおそれがあり、かつ、他にこ

れを防止する方法がないと認められる場合は、必要最小限度の範囲で、入国警備官に、当該被収

容者に対して戒具を使用させることができる。ただし、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入国警備官は、自ら戒具を使用することができる。

1 逃走すること。

2 自己又は他人に危害を加えること。

3 収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。

(戒具の種類)

**第二十条** 戒具は、次の四種類とする。

1 第一種手錠

2 第二種手錠

3 第一種捕じよう

4 第二種捕じよう

2 戒具の制式は、別表のとおりとする。

(適正な給養等)

**第二十一条** 所長等は、被収容者の給養の適正と衛生の保持に努めなければならない。

(寝具の貸与)

**第二十二条** 被収容者に貸与する寝具は、次の品目とし、その数量及び貸与期間は、所長等が定め

る。

1 毛布又はふとん

2 まくらカバー

3 敷布

4 (衣類及び日用品の給与)

**第二十三条** 所長等は、被収容者が物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第三条第五号に該当する場合において、必要があると認めるときは、一定の衣類及び日用品を給与するものとする。

2 前項の規定により給与する衣類及び日用品の品目、数量及び使用期間は、所長等が定める。

(物品の使用)

**第二十四条** 被収容者に使用させる物品は、次に掲げるものとし、その品目、数量及び使用期間は、所長等が定める。

2 (衣類及び日用品の給与)

1 食卓

2 いす

3 食器

4 理容用具

5 運動用具

6 娯楽用具

7 図書

8 掃除用具

9 洗面用具

10 所長等は、必要があると認めたときは、物品の種類を増加することができる。

3 前項により、物品の種類を増加したときは、理由を付してその旨を出入国在留管理庁長官に報告しなければならない。

4 所長等は、第一項の理容用具、運動用具及び娯楽用具について、被収容者の申出により、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認める範囲内において、使用せるものとする。

(糧食の種類)

**第二十五条** 被収容者に給与する糧食は、主食、米、麦、パン及びめん類等とする。

2 前項の主食は、被収容者の食習慣を勘案し、米、麦、パン及びめん類等とする。

(糧食のエネルギー)

**第二十六条** 被収容者に給与する糧食の一人一日当たりのエネルギーは、二千二百キロカロリー以上三千キロカロリー以下とする。

2 被収容者に給与する副食の栄養基準量は、出入国在留管理庁長官が別に定める。

3 所長等は、医師の意見により、病者、老齢者、妊娠婦、授乳婦、乳児その他保健上特に必要があると認める被収容者の糧食のエネルギー及び副食の栄養基準量を適宜増減することができる。

(検食)

**第二十七条** 所長等は、被収容者に糧食を給与するときは、これを検食しなければならない。

(運動)

**第二十八条** 所長等は、被収容者に毎日戸外の適当な場所で運動する機会を与えなければならない。

1 ただし、荒天のときは収容所等の保安上若しくは衛生上支障があると認めるときは、この限りでない。

(衛生)

**第二十九条** 所長等は、被収容者の衛生に留意し、適宜入浴させるほか、清掃及び消毒を励行し、

食器及び寝具等についても充分清潔を保持するように努めなければならない。

(傷病者の措置)  
**第三十条** 所長等は、被収容者が病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない。

2 収容所等には、急病人の発生その他に備え、必要な薬品を常備しておかなければならぬ。  
 (伝染病等に対する予防措置)

**第三十一条** 所長等は、伝染病又は伝染性の病気が流行し、又は流行するおそれがあるときは、必要な予防措置を講じなければならない。

2 所長等は、前項の場合において、必要があると認めるときは、飲食物の授与、購入若しくは携帯等を禁止し、又は制限することができる。

(伝染病患者等に対する措置)

**第三十二条** 所長等は、被収容者が伝染病又は伝染性の病気につかつたとき、又はその疑いがあるときは、直ちにその者を隔離するとともに、保健所に通報し、消毒を施す等適当な応急措置を講じなければならない。

## 第六章 面会、物品の授与及び通信

**第三十三条** 所長等は、被収容者に対し、次に掲げる者から面会の申出があつたときは、これを許可するものとする。

一 被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官

二 被収容者の訴訟代理人又は弁護人である弁護士（依頼によりこれらの者になろうとする弁護士を含む。）

2 所長等は、前項の規定により面会を許可するときは、時間及び場所その他面会について必要な事項を指定することができる。

(領事官等との面会)

**第三十四条** 所長等は、被収容者に対し、前条に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合に被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官は、その氏名、被収容者との関係及び面会の理由等を聴取し、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、面会を許可するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の面会について準用する。

3 所長等は、第一項の規定により面会を許可するときは、入国警備官を立ち会わなければならぬ。ただし、所長等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 入国警備官は、被収容者又は面会者が保安上支障があると認める行為をしたときは、直ちにこれを制止し、制止に従わないときは、面会を中止させることができる。

5 入国警備官は、前項の規定により面会を中止させたときは、速やかに所長等に報告しなければならない。

(物品の購入)

**第三十五条** 所長等は、被収容者から衣類、日用品、飲食物その他の物品の自費による購入の申出があつたときは、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認める範囲内において、これを許可するものとする。

(物品の授与及び送付)

**第三十六条** 所長等は、被収容者に対し物品の授与の申出があつた場合又は送付があつた場合において、その物品を検査し、収容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、その授与を許可し、又はこれを交付しなければならない。

2 所長等は、前項の規定による検査の結果、収容所等の保安上又は衛生上支障があると認める物品があるときは、これを返還し、又は領置しなければならない。

3 第十一条第一項の規定は、前項の領置について準用する。

(通信文の発受)

**第三十七条** 所長等は、被収容者の発信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に収容所等の保安上支障があると認める部分があるときは、当該被収容者にその旨を告げてその部

分を訂正させ、又はまつ消させた後発信させるものとし、その指示に従わないときは、これを領置するものとする。

2 所長等は、被収容者の受信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に収容所等の保安上支障があると認める部分があるときは、その部分を削除し、又はまつ消して当該被収容者に交付するものとする。この場合において、交付することが適當でないと認めるときは、これを領置するものとする。

3 第十一条第一項の規定は、前二項の規定により領置した通信文について準用する。

## 第七章 出所

(出所者の確認)

**第三十八条** 所長等は、被収容者を仮放免、放免、移送又は送還により収容所等から出所させるとときは、人違いでないことを確認しなければならない。

(領置した物品の返還)

**第三十九条** 所長等は、被収容者を出所させるときは、領置中の物品を当該被収容者に返還しなければならない。ただし、他の収容所等に移送するため出所させるときは、移送先の入国者収容所又は地方出入国在留管理局に保管替をすることができる。

## 第八章 雜則

(外出)

**第四十条** 所長等は、被収容者から外出の申出があつた場合には、やむを得ない事由があると認めるとときに限り、これを許ることができる。

2 所長等は、前項の許可により被収容者を外出させるとときは、入国警備官に看守させなければならない。

(女子の被収容者に関する特則)

**第四十条の二** 所長等は、女子の被収容者の身体及び衣類の検査並びに入浴の立会は、女子の入国警備官に行わせなければならない。ただし、女子の入国警備官が不在の場合は、入国警備官以外の女子の職員を指名して、その者に行わせることができる。

2 所長等は、前項本文に定める場合のほか、女子の被収容者の処遇については、女子の入国警備官に行わせるよう努めなければならない。

(被収容者の申出に対する措置)

**第四十一条** 入国警備官は、被収容者から処遇に関する申出（次条第一項の規定によるものを除く。）、その他法令に定める請求又は申出があつたときは、直ちに所長等に報告しなければならない。

2 所長等は、前項の報告のあつた事項について、速やかに処理し、その結果を当該被収容者に知らせるものとする。

(不服の申出)

**第四十一条の二** 被収容者は、自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、当該措置があつた日から七日以内に、不服の理由を記載した書面により所長等にその旨を申し出ることができる。

2 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかに必要な調査を行い、その申出があつた日から十四日以内に、その申出に理由があるかどうかを判定して、その結果を書面により前項の規定による申出をした者（以下「不服申出人」という。）に通知しなければならない。ただし、不服申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、第一項の申出があつた日から十四日以内に、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。

3 前項の規定による通知に係る書面には、不服申出人が収容中である場合に限り次条第一項の規定による異議の申出ができる旨を記載しなければならない。

## (異議の申出)

**第四十一条の三** 前条第二項の規定による判定に不服がある被収容者は、同項の規定による通知を官に對し異議を申し出ることができる。

2 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に係る書面及び前条第二項の調査に関する書類を出入国在留管理庁長官に送付するものとする。

3 出入国在留管理庁長官は、第一項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に理由があるかどうかを裁決して、書面により所長等を経由して第一項の規定による申出をした者（以下「異議申出人」という。）に通知するものとする。ただし、異議申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。

(所長等の処置) 所長等は、被収容者がその通知を受ける前に出所している場合には、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。

**第四十一条の四** 所長等は、第四十一条の二第一項の不服の申出が理由があると判定したとき、又は出入国在留管理庁長官が前条第一項の異議の申出があつたときは、速やかにその申出をした被収容者の処遇等に關し必要な措置をとるものとする。

(死亡) 所長等は、被収容者が死亡したときは、直ちに医師の検査を求める等適切な措置を講じ、死亡の原因その他必要な事項を明らかにしておかなければならぬ。

2 所長等は、被収容者が死亡したときは、死亡の日時、病名、死因等を速やかに親族又は同居者等に通知し、これに遺体及び遺留品を引き渡さなければならない。この場合において、親族又は同居者等から依頼があつたときその他相当と認めるときは、遺留品を廃棄することができる。

3 所長等は、遺体を引き取る者がないときは、市町村長に対し、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第九条の規定による埋葬又は火葬を依頼しなければならない。

(出入国在留管理庁長官への報告) 所長等は、被収容者が死亡したときは、直ちに医師の検査を求める等適切な措置を講じ、死亡の原因その他必要な事項を明らかにしておかなければならぬ。

(収容所等以外の場所に収容されている者に関する準用) (委任事項) 第四十四条 この規則は、収容令書又は退去強制令書により収容所等以外の場所に収容されている者の処遇について準用する。

**第四十五条** 所長等は、出入国在留管理庁長官の認可を受けて、被収容者の処遇に關する細則を定めることができる。

**附 則** (平成元年二月二一日法務省令第五号) 抄  
この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

**附 則** (昭和五九年三月二六日法務省令第一〇号)  
この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。  
この省令の施行前に交付、発付、発行又は作成されたこの省令による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則、被収容者処遇規則、入国審査官及び入国警備官の証票の様式に關する省令、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び処遇に關する日本国と大韓民国との間の協定による実施に伴う出入国管理特別法施行規則、外国人登録法施行規則又は外国人指紋押捺規則の様式に關する書面は、この省令による改正後のそれぞれ対応する様式により交付、発付、発行又は作成された書面とみなす。

**附 則** (平成元年六月一日法務省令第二九号)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一〇年八月一八日法務省令第三八号)  
(平成一〇年八月一八日法務省令第三八号)

この省令は、平成十年九月一日から施行する。

**附 則** (平成一三年九月二八日法務省令第七〇号)  
この省令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十三年十一月一日から施行する。

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。  
**附 則** (平成一五年一月二八日法務省令第七五号)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二三年一一月二六日法務省令第四三号)  
(施行期日) この省令は、改正法施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。

**第一 条** この省令は、改正法施行日（平成二十四年七月九日）から施行する。

**第二十五条** 施行日前に入国者収容所又は収容場に備えられた第五条の規定による改正前の被収容者処遇規則（次条において「旧処遇規則」という。）別記第一号様式の被収容者名簿の書面及び別記第四号様式の面会簿の書面は、それぞれ第五条の規定による改正後の被収容者処遇規則（次条において「新処遇規則」という。）別記第一号様式の被収容者名簿の書面及び別記第四号様式の面会簿の書面とみなす。

**第二十六条** 旧処遇規則別記第一号様式の被収容者名簿の書面及び別記第四号様式の面会簿の書面は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新処遇規則別記第一号様式の被収容者名簿の書面及び別記第四号様式の面会簿の書面とみなす。

**附 則** (平成二九年五月二九日法務省令第二四号)  
この省令は、平成二十九年六月十九日から施行する。

**附 則** (平成三一年三月一五日法務省令第七号)  
(施行期日) この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

**第一条** この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

**第二条** この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前のそれぞれの省令（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請、申出その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後のそれぞれの省令（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

**第三条** 旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

**第四条** この省令の施行前に、旧省令の規定により交付され、証印され、作成され又は発付された通知書、証明書、命令書、許可書、証印、調書、収容令書、退去強制令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。

(第二条の規定による被収容者処遇規則の一部改正に伴う経過措置) 第七条 この省令による改正後の被収容者処遇規則第四十一条の三の規定は、この省令の施行日後にされた被収容者処遇規則第四十一条の二第二項の規定に基づく判定に係る異議の申出について適用し、同日前にされた被収容者処遇規則第四十一条の二第二項の規定に基づく判定に係る異議の申出については、なお従前の例による。

**第一条** この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。

**第五条** 被収容者処遇規則（昭和五十六年法務省令第五十九号）は、廃止する。

(被収容者処遇規則の廃止に伴う経過措置)

**第六条** この省令の施行の日前にされた前条の規定による廃止前の被収容者処遇規則（次条において「旧処遇規則」という。）第四十一条の二の規定による不服の申出又は第四十一条の三の規定による異議の申出であつてこの省令の施行の際その処理がされていないものについては、なお従前の例による。

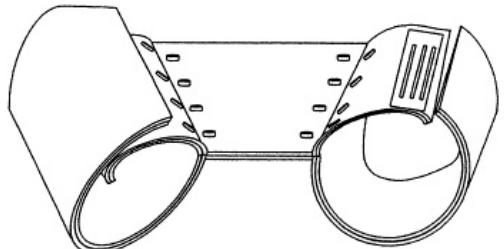
**第七条** 前条の規定によりなお従前の例によることとされる不服の申出が理由があると判定したときは、又は異議の申出が理由があると裁決したときの旧処遇規則第四十一条の四の規定の適用については、なお従前の例による。

別表(第二十条関係)

種類	制式	第一種 手錠	第二種 手錠	第一種 捕じよ う	第二種 捕じよ う
		鎖で連結された金属製の二つの輪のそれぞれが開閉でき、かつ、歯止めで止まり、鍵のかかるものとする。 形状は、別図のとおり。	金属又はこれと同等以上の強度を有する材質の台形状の連結板の左右に、手首を固定するため施錠装置で伸縮できる輪を結合したもので、かつ、全体を皮革及び化学繊維で被覆し、連結板の長さは、上辺は十五ミリメートルないし百六十ミリメートル、下辺は八十ミリメートルないし二百十ミリメートルで、腕輪の幅は、約八十ミリメートルのものとする。 形状は、別図のとおり。	おおむね直径三ミリメートル以上十五ミリメートル以下で長さ六メートル以下の麻又は化学繊維製の縄とする。	第一種捕じよに同じ。ただし、縄の中芯に金属製ワイヤーを通し、縄の一端に長さ十センチメートル以下の開閉式金具を設けたものとする。

別図  
第一種手錠

第二種手錠



別記第一号様式（第四条関係）(昭59年省令10・全改、平23年省令48・平31年省令7・一部改正)

## 被収容者名簿

造条	作成係官印	写真貼付欄
氏名(通称)	性別	
生年月日 年月日歳		
職業 (職名を含む。)	人種	年月日撮影
国籍・地域		
本邦における居住地又は滞留地(所属船名等)		
特	身長	着衣
	体重	
	体格	
	髪の色	
	眼の色	
	歯 顔色	
り病の有無		
本邦における親族		
身元保証人		

執行経過			
執行(收捕)官所屬及び官職氏名	出入国在留管理局		
收捕日時所	年月日時分		
収容年月日	年月日時分	護送官所屬	官職氏名
令種別	収容令書	退去強制令書	
疊付年月日	年月日	年月日	
記番号			
収容始期	年月日	年月日	
収容収容終期	年月日	収容期間延長後 の収容終期	年月日
出所日時	年月日時分	移送・送還・在留特別許可・放免	
仮放免日時	年月日時分	許可番号	
備考			

(別規1)

別記第二号様式（第四条関係）（昭59法省令10・全改、平元法省令5・一部改正）

別記第三号様式（第四条関係）（昭59法省令10・全改）

被收容者	診療簿	受診者 氏名	案 号
決 裁			
診療年月日			
病 名			
診療結果			
診療医師 氏名印			
立会者			
備 考			

決 裁					
診療年月日					
病 名					
診療結果					
診療医師 氏名印					
立会者					
備 考					

別記第四号様式（第四条関係）（昭59年省令10・全改、平23年省令43・一部改正）

被収容者面会簿		被収容者名 氏名	審号			
決 裁						
面 会 者	国籍					
	氏名					
	性別 年齢	男・女	歳	男・女	歳	
	住所					
	職業					
	番号					
関係						
用件						
立会者						
面会時間	自至	月時時	日分分	自至	月時時	日分分
備考						

決 裁							
面 会 者	国籍						
	氏名						
	性別 年齢	男・女	歳	男・女	歳		
	住所						
	職業						
	番号						
関係							
用件							
立会者							
面会時間	自至	月時時	日分分	自至	月時時	日分分	
備考							

別記第五号様式 (第四条関係) (昭59年省令10・全改)

被収容者郵便物発受信簿		被収容者 氏名		案 号			
決 裁							
月 日							
区 分							
種 別							
発 信 者 又 は 受 信 者 の 住 所 ・ 氏 名							
備 考							

決 裁							
月 日							
区 分							
種 別							
発 信 者 又 は 受 信 者 の 住 所 ・ 氏 名							
備 考							

別記第六号様式 (第四条関係) (昭59年省令10・全改、平元法省令5・一部改正)

被 収 容 者 給 檢 食 簿				年 月 日			
朝 食		昼 食		夜 食			
主食		主食		主食		主食	
副食		副食		副食		副食	
飲料		飲料		飲料		飲料	
食		食		食			
主食		主食		主食		主食	
副食		副食		副食		副食	
飲料		飲料		飲料		飲料	

検 食 意 見			
朝			
食			
昼			
食			
夕			
食			

別記第七号様式（第四条関係）（昭59法省令10・全改）

別記第八号様式（第四条関係）（昭59法省令10・全改）

別記第八号様式（第四条関係）

別記第九号様式甲（第十一条関係）

別記第九号様式乙（第十一条関係）（昭59法省令10・全改、平元法省令5・平31法省令7・一部改正）

別記第九号様式乙（第十一條關係）